

議 事 録

公開 可 否

配布先	主催	No.
議事録名	部 長	課長
第4回介護保険事業計画等策定懇話会		
	課長補佐	係長 係
日時	令和6年1月19日(金)	開催場所 佐久市役所 8階大会議室 時間 13:25~14:10
出席者	菊池小百合・雨宮雷太・野村裕行 今牧健之・柳澤本樹・小林光男・青木美佐子 桜井美智子・関澤加代・相馬喜代子・竹内まさ子 (欠席) 和田裕一・柳沢喜美子	出 11名 欠 2名
提出資料	○1 策定懇話会委員からのご意見について ○2-1 保険料収納必要額と基金の取り崩し ○2-2 第9期計画期間における、国の標準段階・標準乗率 ○2-3 第1号保険料に関する見直しの成案	
(次第)		
1 開会 福祉部長	○本日は、年始の大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。 ただ今より、「令和5年度 第4回佐久市介護保険事業計画等策定懇話会」を開催いたします。 審議事項に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、本日、和田裕一委員と柳沢喜美子委員は、ご都合により、欠席されておりますので、よろしくお願いいたします。 また、柳澤本樹委員が、ご都合により、途中退席されますので、よろしくお願いいたします。	
2 会長あいさつ 福祉部長	○はじめに、当懇話会の雨宮会長よりあいさつをお願いいたします。  会長 【雨宮会長あいさつ】  福祉部長 ○設置要綱に基づき、過半数の委員の出席があることから、本会議は成立します。また、佐久市においては、このような会議は原則公開しております。傍聴希望者がいれば、出席いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。 改めまして、議事の進行につきましては、雨宮会長にお願いいたします。	
3 審議事項(1) 会長	(1) 策定懇話会委員からのご意見等について ○審議事項(1)について、事務局から説明をお願いいたします。	
事務局 (説明)	【策定懇話会委員からのご意見について】	
質疑応答 会長	○ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 ないようでしたら、続いて、(2)「佐久市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」(素案)の第6章について、事務局から説明をお願いいたします。	
事務局 (説明)	【第6章 介護保険事業費の状況と推計及び保険料の設定	
質疑応答 会長	○ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。	

議 事 録

公開 可 否

委員	○基金の取り崩しは、保険料を増やさないために基金の取り崩しを行うということか。 また、保険料が増加する方が増えると思うが、合計所得の多い方の割合はどれくらいか。
事務局	○基金を多く崩すことによって、保険料は抑えられる仕組みになっています。 市でも11億以上あり、取り崩す額は法律でも決まっていません。取り崩し額は保険者で決められますが、全額取り崩すと計画の期間内で不測の事態が発生した場合に基金が無いと事業が出来なくなってしまう恐れがあります。
委員	○そうすると、今回の取り崩し金額はそれらを考える中での最高額ということか。
事務局	○今後の高齢者人口の伸びなどを考えると、今回提示した取り崩し金額が適切だと考えています。
事務局	○国からの通知にもあるとおり、物価高騰が続いているので、保険料を抑制するという事が大前提にあります。 その中で、市としてまずは、第8期と同じ保険料の設定にした場合ということで、4億7千万円取り崩すという推計をしています。 基金残高をいくりに設定した方がいいかというのは、決まりがありません。国、県、他の市に確認をしても決まりはないとのことでした。 似たようなことで市では、国民健康保険事業基金があり、これについては、給付の約1割前後の基金があれば、適正な基金残高としています。 介護保険についても、新年度予算案に出す給付額の予算が約96億円であり、仮に給付額の1割であれば、適正な基金残高は9億6千万円ということになります。第9期に推計通りの基金を取り崩すと残額は7～8億円となり、その程度あれば、国の制度改正や想定のできない事態に対応できるかと思っています。その中で、保険料の抑制と基金の残高を総合的に勘案して、現在の基準額を基本に検討している次第です。
委員	○保険料が上がる方はどれくらいいるのか。
事務局	○10段階以上の方と第7段階と第9段階の一部増加がある方を含めて、1,760人程（第一被保険者の5.8%）と想定しています。 また、第9期の保険料額については、所得段階の変更があるため、広報やHPで周知を行うとともに、特に保険料が増額となってしまう方には、丁寧な説明を行い、ご理解をいただきたいと考えています。
委員	○介護保険料の多段階化により第8期では9段階だったものを、第9期では13段階とする趣旨を教えてください。
事務局	○多段階化した理由としては、国によると介護保険制度の持続可能性の確保のためとしています。 本日配布した資料No.2-3の1ページ目上段にあるように、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料の上昇の抑制を図ることが趣旨だと考えております。
委員	○今までのように9段階、若しくは13段階以上とすることは可能か。
事務局	○国の方針により、各自治体の所得段階は13段階以上とすることとなったため、9段階にすることはできません。 基準額となる5段階以外は、市町村によって乗率を変更することが可能です。

議 事 録

公 開 可 否

	<p>市としては、これまで国の標準段階を基に保険料を決めてきたという経過を踏まえて、第9期においても、国の示した標準段階を基に保険料を算定しました。4段階については、本人非課税であるのに世帯員に課税者がいることで保険料が高くなってしまったことから、乗率を第8期と同様に0.88にしようと考えています。</p>
委員	<p>○国の乗率以外の乗率の設定は可能か。</p>
事務局	<p>○国の乗率以外の設定は可能であり、4段階のみ市独自で設定しようと考えています。</p>
委員	<p>○低所得者に対して、低い乗率の設定はできないか。</p>
事務局	<p>○国の標準乗率よりも、乗率を下げることで、より多くの基金の投入が必要になると考えており、第9期については、市はこれまでの経過を踏まえ、国の標準段階にならって、低所得者の乗率について設定していきたいと考えています。</p>
委員	<p>○基金はいくら残さなければいけないということは決まっていないということですか。</p>
事務局	<p>○基金をいくら確保しなければいけないということは決まっておらず、各保険者で決めることになっています。</p>
委員	<p>○基金は増えることはあるのか。</p>
事務局	<p>○本来、介護保険制度は3年間の計画の中で、収支が均衡するように計画を立てているが、収入が見込みより増加した場合には、基金が増加していくこととなります。これまでもこういった理由で、基金が増加してきたという状況です。</p>
福祉部長	<p>○現在の11億円という基金はこれまでの積み上げです。一部、取り崩した年もありましたが、これまでの利益剰余金が出たものについては、積立をしてきています。その結果、11億円までになっています。 今回、国の報酬改定に伴い、約4億円の取り崩しによって、第8期の保険料額を維持できるということが市の考え方です。先ほどもう少し基金を取り崩して保険料を下げるというような話もありましたが、そうした場合、今後の高齢者人口の増加を考えた時にどこかのタイミングでまた保険料を上げる必要が出てきます。 そうならないために市としては、第8期と同額で設定したいとしたため、約4億円の取り崩しということで算定しています。ご理解をお願いします。</p>
会長	<p>○(3) その他ということで、委員の皆様より何かございますか。 ないようなので、事務局から連絡事項についてお願いします。</p>
事務局	<p><b>【次回懇話会及び質問用紙の説明】</b></p>
4 閉会 福祉部長	<p>○雨宮会長、ありがとうございました。 次回1月29日の懇話会が最終回ということになります。そこで今回の事業計画の策定が最終的に決まります。それをもって、当懇話会から市長の方へ答申することになります。2月上旬に答申を予定したいと思っていますので、よろしくをお願いします。 以上をもちまして「令和5年度 第4回佐久市介護保険事業計画策定懇話会」を閉会させていただきます。 委員の皆様、本日はありがとうございました。</p>